長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則(案)要綱

教育委員会事務局学校教育課

_			秋月安貝云事 仂用于仅 秋 月味	
Ē	事項	説	明	
1	改正の理由	長野市立学校職員の給与に関するもの	る条例の一部改正に伴い、改正	
2	改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 学校職員に対して令和5年度: る成績率の範囲を次のように改さ 改正前 100分の 200以内 (2) 学校職員に対して令和6年度 勉手当に係る成績率の範囲を 係)。 区分 改正前(令和5年度 6月 100分の 200以内 12月 100分の 210以内	める(第1条関係)。 改正後 100分の 210以内 6月期及び12月期に支給する勤 次のように改める(第2条関	
3	施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(2) については、令和6年4 月1日から施行する。		
4	審議状況	(1) 総務部総務課との協議 (2) 教育委員会法規審査会の決定	月 日 月 日	

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則(案)

第1条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成21年長野市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第2条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号中「 100分の 210」を「 100分の 205」に改め、同条第 2 号中「 100分の 100」を「 100分の97.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に 関する規則第12条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前			
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則			
平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号	平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号			
(勤勉手当)	(勤勉手当)			
第7条~第11条 略	第7条~第11条 略			
第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に				
げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものと	げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものと			
する。	する。			
(1) 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 100分の210	(1) 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 100分の200			
(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員 100分の100	(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員 <u>100分の95</u>			

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前		
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則		
平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号	平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号		
(勤勉手当)	(勤勉手当)		
第7条~第11条 略	第7条~第11条 略		
第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲			
げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものと	げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものと		
する。	する。		
(1) 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 100分の205	(1) 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 100分の210		
(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員 100分の97.5	(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員 <u>100分の100</u>		